2025年度 自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成事業
（共同事業実施協定書）

(代表事業者並びに代表事業者の権限及び義務)

第1条 本協定書に定める共同事業実施者は、甲を代表事業者とする。代表事業者は、2025年度　自動車リサイクル高度化助成事業において、共同事業実施者を代表して、公募申請書の作成、公益財団法人　自動車リサイクル高度化財団との折衝、契約の締結、契約代金の請求・受領、その他事業の実施に関して必要となる一切の事項を執行する権限及び義務を有する。

（共同事業実施体制）

第2条 本協定書に基づく共同事業実施体制は（様式4）に記載したとおりとする。

（協定成立の時期及び協定期間）

第3条 本協定は、年 月 日（公募申請書を提出する前日以前の日）に成立し、精算事務を終了後、1ヶ月を経過した日をもって協定期間満了とする。

2．前項の協定期間は、甲及び乙の合意の元、これを延長することができる。

(権利義務の譲渡制限)

第4条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（守秘義務）

第5条 本協定書の取扱いについては、当事者間のみの合意事項とし、これを公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団を除く第三者に漏えいしてはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第6条 この協定について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

(代表事業者の変更)

第7条　代表事業者が代表事業者としての責務を果たせなくなった場合や特段の理由がある場合、公益財団法人　自動車リサイクル高度化財団の承認により、残存共同事業者のいずれかを代表事業者として決定するものとする。

この協定成立の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有し、1通を公益財団法人　自動車リサイクル高度化財団に公募申請書と共に提出する。

　年　月　日

所在地

甲 会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

乙 会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印